

## 光市下水道排水設備指定工事店が決定

お住まいの建物が下水道供用開始区域になりましたら、下水道への切替え工事をしましょう。この 工事は、市が指定する「光市下水道排水設備指定工事店」でなければ、行うことができません。宅地 内の工事は必ず指定工事店へ依頼してください。 問合せ 下水道課排水設備係 0833(72)1400

- ・いけおか(市延)0833-78-0300
- ·岡本建設(室積1丁目) 0833-78-0504
- ·木村組(東ノ庄)0833-78-0920
- ·光建產業(松原)0833-79-1234
- ・住建ウエモト(室積4丁目) 0833-79-0255
- ·田村設備(大町)0833-79-1113
- ・フジムラ(室積2丁目)0833-78-0049
- ·平成設備(室積3丁目)0833-79-2092
- ・三奈木工務店(室積1丁目) 0833-79-3608
- ·吉岡組(室積2丁目) 0833-78-1013 【光井】
- ・ウエムラ(光井4丁目)0833-72-8590
- ・海田商会(光井1丁目) 0833-71-1645
- ・久保設備(中央1丁目)0833-72-1955 ·熊谷興業(光井9丁目) 0833-71-0798
- ·三電(光井2丁目) 0833-71-0510
- ・清光産業(中央6丁目)0833-72-2833
- ·西山土建(光井2丁目) 0833-72-0752
- ·野村水道(中央5丁目)0833-71-0648
- ·大和興業(光井1丁目) 0833-72-7800
- 【島田・上島田】
- ・石川商店(上島田2丁目) 0833-77-1950
- ・栄建設(上島田5丁目)0833-77-3085
- ・貞兼建設(島田2丁目)0833-71-0155
- ・**住久設備(島田7丁目)**0833-72-2400
- ・太光工業(中島田2丁目) 0833-77-2889
- ·西日本綜合協同組合(島田2丁目) 0833-71-2069
- ・フジカワ(上島田9丁目) 0833-77-3118
- ·藤工業(上島田9丁目) 0833-77-2886
- ·明正建設(島田1丁目)0833-72-6230
- ・モリタツ建設(上島田2丁目)
- ・ワイ・エムトレーディング(島田3丁目) 0833-71-3553

## 【浅江】

- ・あたらシステム(浅江7丁目) 0833-72-4747
- ·上村組(浅江7丁目) 0833-71-2501
- ·小川商会(浅江7丁目)0833-71-2611
- ・オダ建設 (大字浅江) 0833-72-5311
- ·河内土木(木園1丁目) 0833-72-0406
- ・筒井建設(木園1丁目)0833-71-1025
- ・中林建設(虹ヶ浜2丁目) 0833-71-1672
- ·中村設備(花園1丁目)0833-72-4378
- ·バイショウ(浅江7丁目)0833-71-2774
- ・光環境整備(浅江7丁目) 0833-71-2481
- ・平島組(浅江6丁目)0833-72-3450

- ·福島土木(浅江6丁目) 0833-72-1252
- ·福原技建(丸山町)0833-72-4700
- ・文本工業(浅江6丁目)0833-71-2588
- ·山本建設(大字浅江) 0833-72-1084 【三井・周防】
- · 岡村建設(三井5丁目) 0833-77-0045
- ·上野石油ガス(小周防)0833-77-1212
- ·川畑建設(小周防)0833-76-1020
- ・企業組合光中高年事業団 (大字立野) 0833-77-1966
- · 立野建設 (大字立野) 0833-77-0600
- ·宝迫建設(小周防)0833-77-5788
- ·山門設備(小周防) 0833-77-4366 【大和】
- ·石城設備(三輪)0820-48-2532
- ・大下設備(岩田)0820-48-5669
- ・企業組合大和中高年事業団 (三輪) 0820-48-4715
- ·晃栄電気工事(岩田)0820-48-4688
- ・河野設備(岩田)0820-48-4626
- ·末延建設(塩田) 0820-48-2811 ・品末設備(岩田) 0820-48-2260
- ·田中建設(塩田)0820-48-2817
- ·中興工業(三輪)0820-48-2910
- ·平池組(岩田) 0820-48-2619
- ・古谷組(岩田)0820-48-2866
- ・三輪建設(三輪)0820-48-2308
- ・守田商店工事部(岩田)0820-48-2157
- ・大和設備(三輪)0820-48-3379
- · 大和電業社(岩田) 0820-48-2797 【市外】
- ・あかり電気(平生町)0820-58-1917
- ・イタミ(周南市) 0834-26-1188
- ・伊藤設備(下松市)0833-43-0810
- ·上殿機器販売(田布施町) 0820-52-2441
- ・ウエムラ・ホームガス設備(岩国市) 0827-44-3000
- ・**魚谷工作所(周南市)**0834-62-2342
- · 牛島電設工業 ( 田布施町 ) 0820-52-2177
- ・ウツケ(柳井市)0820-23-2192
- ·梅山水道工業所(下松市) 0833-41-1041
- ・オカケン(田布施町)0820-52-3788
- ・尾崎設備(田布施町)0820-55-5924
- ·海田建設(周南市) 0834-29-0839
- **・カイヨーテクノ(周東町)** 0827-84-6040
- ·金子設備(下松市)0833-46-3214
- ・紙本電業社(田布施町)
- ・キムラ工業(下松市)0833-41-7744
- ・きょうりつ (周南市) 0834-21-7023
- ・協和設備(周南市)0834-32-1999

- ·国益建設(下松市) 0833-41-0177
- · 栗原設備 (田布施町) 0820-52-1129
- ・コウノ設備(田布施町)0820-52-9011
- · 小池住設(周南市) 0834-82-1291
- ·斉藤設備(周南市) 0834-31-1395 · 貞広住設(岩国市) 0827-22-0466
- ·三興設備(周南市) 0834-32-0222
- ・塩田工業山口支店(下松市) 0833-41-1125
- ・システムサービス山商(柳井市) 0820-26-1122
- ·周北設備(周南市) 0834-88-0377
- ・新ホーム周南支店(周南市) 0834-28-5300
- ・シンリツ(周南市) 0834-28-5233
- ・周防工務店(下松市)0833-41-3538
- ・末武土木(下松市)0833-43-1323
- ・スギモト建設(柳井市)0820-22-1507
- · 積和建設山口 (山口市) 083-927-0980
- ・大興電気工業(柳井市)0820-22-0900
- ・ダイエイ設備(周南市) 0834-63-1488 ・建工設備(周南市) 0834-36-0022
- ・中特工事(周南市)0834-25-1021
- · 土井技建(田布施町) 0820-52-3325
- ·東亜設備(周南市) 0834-27-4110
- ・東洋設備工業(岩国市)0827-32-3882 ・冨山設備(田布施町)0820-55-5008
- ・中村工業(平生町)0820-56-7800
- ·西日本電業(周南市)0834-27-5111
- ·西村水道(周南市)0834-25-0425
- ・ニチリン(下松市)0833-46-3377 ・ネオ山口(周南市)0833-92-0120
- ·葉月配管(周南市) 0833-91-3918
- ・花岡ハウス (田布施町) 0820-52-4568
- ·平村設備工業(周南市) 0834-31-0864
- ·福本工業(周南市) 0834-21-0124 ·藤本設備(由宇町)0827-63-0973
- ·松嶋工務店(平生町)0820-56-3536
- ・マルソウ住建工業(田布施町) 0820-52-2658
- ・水谷工業(岩国市)0827-31-6236
- ・ミヤサン設備工業(平生町) 0820-56-7724
- ・ムネスエホームセンター (下松市) 0833-43-9926
- ・村尾商会(岩国市)0827-21-2717
- · 棟居設備工業(周南市) 0834-63-6331
- ・モトヤマ(山陽小野田市) 0836-84-0987
- ·守田住設(由宇町)0827-63-3570
- ・森田設備工業(下松市)0833-43-0628 ·安原設備工業(柳井市)0820-22-6194
- ・YOSHIOKA (周南市) 0834-64-3425 ・和田水道建設(周南市) 0834-31-0561

## 危険業務従事者叙勲

市内から1名が受賞されました。おめでとうござ います。

の非課税措置 生計同一の

置の段階的

廃

妻に対する均等割



妻の所得が一定金額(非課税でしたが、平成稅されている場合は、平成6年度まで、夫

平成 17 妻

**額 (例...パート収学の水のでは、妻の均等割はは、妻の均等割はまた。)** 

等割が段階的に課税され

人は33万円)

) を超えた場合には、一定金額 (例..パート

収

均

ずいほうたんこうしょう

元山口県警警部 もとい 基さん 市川 大字室積村

均等割税額改正の内訳

現行 市民税均等割 3,000円 3,000円 県民税均等割 1,000円 1,500円 うち 森林づくり分 合計 4,000円 4,500円

17年度以降 (500円)

0 う つすいる

問合せ、本庁税務課件手続き場所、本庁税務

課版

民税係

0

庶務係

民税係

日前まで

申請期限

納期限 運転免許証、

(5月末)

の

等を除く)

青、身体障害者手帳・

療育手帳または

申請の

時に必要なも

の

納税通知

が減免される場合があります害者等の方については、軽自動車税が課税されますが、人には、4月1日を基準日と人には、4月1日を基準日と -日を基準日として軽ハイクを所有している 軽自動 身体障 の

3 7 2

0

2

56または大和支所庶務課庶務係

0 2

げるとともに、制空運用にご協力いただっている。 ます き続き期限内納付にご協力をお願 3すので、お知らせします。)たが、平成17年度から廃止となり全期前納報奨金」を交付していま 制度の 度の廃止についたきお礼を申してこれまで制度の これ 今後とも 引い上の

担当課までお問いなにならないこともな

あります。

9。詳しくは 減免の対象

合わせください。

障害の程度によっては、対象になります。

精神障害者の場合には、

障害者と生計

身体障害者で18歳未満の場合や

一台に限り

ます。

ま

にする人が所有する軽自動車等も

資産税・都 市県民税 につ 金制 の納付について以) および固定 度 0

場合を含む。)

常時介護している人が運転している身生活をしている場合は、この人を運転する場合。(身体障害者等が単障害のある人のために同居の親族が

を る

納期前に全額納付され

していまれた方に

都市計

|画税の

造になっ

身体障害者等

る軽自動車等局等が利用しやす

やす

500円を加算して、1500円をれ、これまでの個人県民税均等割にまぐち森林づくり県民税』が導入さ山口県では、平成77年度から『や山口県では、平成77年度から『や

にさや

を

県民税均等割の改正

とあわ

ます。

(徴収の方法は、

市民税の

徴収

たついて 市県民税

の均等割改正

に皆様に負担してい税」の500円は、ホ

**様に負担していただくものでの500円は、森林保全のための「やまぐち森林づくり県民** 

ص 2 ص

課税す

ることになりました。

が含まれて

税 5 3 平 0 0 成 <u>0</u> ち森林づくり県民税」 県民税には、

中度以降・県民税・ 、500円の「やまぐ・県民税1500円)、長税100円、長税1000円

免の手続きをして下さい。通知書が届きましたら、お早め次の事項に該当する場合には、

障害がある人自身が運転 て す 11 る め る軽 に納 か